

【資料 1】

鹿 児 島 海 区 漁業調整委員会資料 令和 8 年 5 月 25 日

【議題 1】

ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知
事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水 振 第 151 号
令和 8 年 5 月 25 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定に
ついて(諮問)

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の
規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について

1 概要

令和8年2月25日付7水管第2940号にて農林水産大臣から令和8管理年度（令和8年7月から令和9年6月末）における都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されたため、県資源管理方針に基づき知事管理区分に配分するもの。

2 知事管理漁獲可能量の設定

(1) ぶり

① 本県に配分された漁獲可能量
試行水準

② 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙1－10抜粋）
「全量を当該知事管理区分に配分する。」

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県ぶり漁業	試行水準

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号)

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。